

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

定款の一部変更について

当行は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 18 期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 定款の一部変更の目的

当行は、コーポレートガバナンス・コードに関する当行の取り組みの一環として、いわゆる実質株主の皆さまから株主としての権利行使について事前申出があった場合には、名義株主である信託銀行等と協議の上、株主としての権利を行使していただけるよう対応を講じるため、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家等が株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる旨を現行定款第 16 条に新設いたします。

2. 定款の一部変更の内容(下線部は変更箇所を示します。)

変更の内容は以下のとおりです。

平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 18 期定時株主総会において、本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

現行定款	変更案
(議決権の代理行使) 第 16 条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u>	(議決権の代理行使) 第 16 条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>2 前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規則に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。</u> <u>3 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。</u>

3. 日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 11 日
定時株主総会決議日	平成 30 年 6 月 20 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 20 日(予定)

以上